

企画財政局

【款：総務費 項：総務管理費 目：一般管理費】

- (1) 交際費 1,200
行政執行に必要な外部との交際に要する経費 (1,400)
- (2) 姉妹都市アウクスブルク市交流関係事業費 1,804
姉妹都市アウクスブルク市へ青年使節団を派遣し、両市の友好交流を深める。(姉妹都市提携締結日：昭和34年4月7日) (2,320)
青年使節団派遣：10人 11日間
- (3) 友好都市鞍山市交流関係事業費 1,694
友好都市鞍山市からの代表団を受け入れるほか、両市の小学生による絵画交流を実施し、友好交流を深める。(友好都市提携締結日：昭和58年2月2日) (1,803)
代表団受入：7人 5日間
- (4) 予算編成関係事業費 6,245
予算書を作成するなど、予算編成における一連の事務を行う。 (2,462)
- (5) 全国市長会等負担金 4,547
全国市長会等関係諸会議の開催及び出席を通じて必要な情報の提供、収集を行うとともに、関係各市との意見交換等を行う。 (4,719)
その他地方債協会負担金等

【款：総務費 項：総務管理費 目：広報費】

- (6) 市報あまがさき発行事業費 77,114
市政に対する関心と理解を深めてもらうとともに身近な情報を分かりやすく提供する。 (78,376)

通常号(月1回)と年末号の発行 年13回

くらしの手引とガイドマップの発行

《平均配布部数の推移》 (単位：部)

20年度	21年度	22年度	23決見	24当初
226,588	228,065	228,723	229,425	230,500

- (7) 点字あまがさき発行事業費 5,298
視覚障害者向けに「市報あまがさき」の内容を点訳し、市政に対する関心と理解を深めてもらうとともに身近な情報を分かりやすく提供する。 (5,298)

通常号(月1回)と年末号の発行 年13回

くらしの手引の発行

《平均発行部数の推移》 (単位：部)

20年度	21年度	22年度	23決見	24当初
49	46	45	42	50

- (8) 声の広報発行事業費 1,776
 視覚障害者向けに「市報あまがさき」の内容をテープに収録し、市政に対する
 (1,814)
 関心と理解を深めてもらうとともに身近な情報を分かりやすく提供する。
 通常号(月1回)と年末号の発行 年13回

くらしの手引の発行

《平均発行部数の推移》 (単位:部)

20年度	21年度	22年度	23決見	24当初
88	85	81	78	85

- (9) CATV番組放映事業費 1,728
 市民生活に関わりの深い行政情報、話題などをCATVを通じて市民に提供
 (1,728)
 する。
 (15分番組 年2本制作 7回放映/本)

- (10) コミュニティFM放送事業費 40,790
 市民生活に関わりの深い行政情報、話題など(15分・20分・30分番組 週
 (41,029)
 23回)や防災関連情報(10分番組 週3回)をコミュニティFM放送を通
 じて市民に提供する。
 また、身近な人権についてのスポット放送を行い、人権について考える機会
 を提供する。(30秒スポット 月21回)

- (11) 日本広報協会等負担金 51
 広報業務の向上に必要な情報の収集、広報技術の習得等を行う。 (51)

【款:総務費 項:総務管理費 目:財産管理費】

- (12) 財政調整基金積立金 10,714
 尼崎市財政調整基金条例に基づき、本市財政の健全な運営に必要な財源とし
 (12,854)
 て同基金に積み立てる。
 前年度決算剰余金
 預金及び繰替運用収入等

《基金残高の推移》 (単位:千円)

財政調整	20末残高	21末残高	22末残高	23末残高	24積立	24取崩	24末残高
基金	1,297,221	1,365,663	3,573,466	3,607,366	10,714	492,200	3,125,880

- (13) 減債基金積立金 28,764
 尼崎市減債基金条例に基づき、市債の償還に必要な財源を確保し、もって市
 (37,222)
 財政の健全な運営に必要な財源として同基金に積み立てる。
 ・預金及び繰替運用収入等

《基金残高の推移》 (単位:千円)

減債基金	20末残高	21末残高	22末残高	23末残高	24積立	24取崩	24末残高
アル広分	13,859,854	11,369,452	10,470,798	7,961,400	22,843	5,513,958	2,470,285
その他	161,447	161,974	162,162	2,040,648	5,921	0	2,046,569
合計	14,021,301	11,531,426	10,632,960	10,002,048	28,764	5,513,958	4,516,854

- (14) 財産管理事業費 22,462
 公有財産の統括管理及び有効活用や市有地の不法占拠対策、市有建物の火災
 (91,499)
 保険に関する事務を行う。

【款：総務費 項：総務管理費 目：企画費】

- | | | |
|------|--|------------------|
| (15) | <u>大規模市有地活用事業費</u>
学校統合により未利用となった旧尼崎東高等学校敷地の土地利用について検討する。 | 2,295
(0) |
| (16) | <u>総合計画策定等事業費</u>
総合計画審議会において、基本構想及び基本計画の審議を行うなど新たな総合計画の策定に向けた取組を進める。また、完成した総合計画を広く市民に周知するための取組を進める。
総合計画策定事業
総合計画審議会において、新たな総合計画の策定に向けた審議を行う。
新規 総合計画推進事業
新たな総合計画の内容を、市民にできるだけわかりやすく周知・説明するために、リーフレット等を作成するとともに、市民自らが今後のまちづくりについて考える機会となるような説明会等を実施する。 | 7,871
(9,540) |
| (17) | <u>交通政策関係検討事業費</u>
尼崎市における持続可能なバス交通サービスの方向性の策定に向けた審議検討を行う。 | 3,329
(0) |
| (18) | <u>都市問題調査研究事業費</u>
先進都市の調査を行うなど、中長期的な都市問題の調査研究、重要施策の企画立案を行う。 | 360
(410) |
| (19) | <u>尼崎版グリーンニューディール推進事業費</u>
新規 環境と産業の相乗発展や地域内循環を目指す尼崎版グリーンニューディールに関する取組の推進を図るとともに、研究者や専門家など外部有識者からの助言等を受けつつ、本市での導入可能性が見込まれる事業等の調査研究を行い、引き続き新たな施策を構築する。 | 2,789
(0) |
| (20) | <u>シティプロモーション調査検討事業費</u>
新規 本市並びに他都市の市民・事業者に対し、本市の魅力を的確に伝え、イメージの向上を図り、まちの価値を高めていくシティプロモーションの取組について、調査検討を行う。 | 916
(0) |
| (21) | <u>事業たな卸し等関係事業費</u>
新規 限られた財源をより有効に活用していくために、市民目線による事務事業の点検・評価を行い、行財政改革を推進していくとともに、市民参画の促進、職員の意識改革を図る。併せて、次期行財政改革に係る計画の策定に向けた取組を進める。
《事業たな卸し 開催予定》
開催日 平成24年7月7日(土)～8日(日)
会場 尼崎市役所 議会棟 | 2,224
(1,503) |
| (22) | <u>地域づくり活動支援事業補助金</u>
地域づくり活動支援基金を活用し、地域の多様な担い手と行政が協働して地域の課題解決に当たる仕組みを定着、発展させるため、地域で活動を行う団体が実施するモデル事業に対し支援を行う。 | 558
(0) |

【款：総務費 項：総務管理費 目：諸費】

- (23) 税外収入還付金 150,000
 過年度の歳入において、収入超過となった国・県補助金等の返還を行う。 (150,000)
- (24) 市税還付金、還付加算金等 520,000
 過年度に収入済の市税について、税額の減額異動により過誤納金が生じた場合等に、現年度予算から還付金及び還付に伴う加算金等を支出する。 (360,000)

《決算の推移（法人市民税に係る内数）》

	18 決算	19 決算	20 決算	21 決算	22 決算
件数	3,983 件 (672 件)	2,585 件 (662 件)	11,186 件 (878 件)	3,423 件 (1,122 件)	3,380 件 (822 件)
金額	211,753 千円 (113,100 千円)	210,942 千円 (160,664 千円)	582,206 千円 (303,980 千円)	1,183,958 千円 (1,123,192 千円)	466,339 千円 (380,228 千円)

- (25) 尼崎市国際交流協会補助金 640
 市民レベルの国際親善や相互理解の促進を目的とした尼崎市国際交流協会に補助金を交付し、市民主体の国際交流を促す。 (800)
- (26) 日独文化研究所等負担金 100
 日独文化研究所負担金 (100)
 姉妹都市アウクスブルク市との交流及びドイツとの友好促進に必要な情報提供を行っている同研究所に対し負担金を支出する。
 その他国際交流団体負担金

【款：総務費 項：徴税费 目：税務総務費】

- (27) 交際費 10
 行政執行に必要な外部との交際に要する経費 (10)
- (28) 固定資産評価審査委員会関係事業費 33
 固定資産評価審査委員会開催等に要する経費 (33)

【款：総務費 項：徴税费 目：賦課徴収費】

- (29) 税務帳票作成関連事業費 50,272
 市税の賦課徴収事務に係る納税通知書等の作成及び封入封かん等を行う。 (39,343)
- (30) 振替納付推進事業費 5,924
 拡充 納税者が金融機関の預金口座及びゆうちょ銀行を利用して市税を納付する場合に市がその取扱金融機関等に対して支払う手数料等の経費。 (2,206)
 また、平成 24 年 10 月から、窓口を設置したモバイル端末にキャッシュカードを通すことにより、銀行との間で口座振替契約が完了する「ペイジー口座振替受付サービス」を導入し、市民サービスの向上を図るとともに、口座振替加入率を高め収入率の向上を目指す。

《口座振替加入率の推移》

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
件数割合	24.2%	24.8%	25.2%	25.0%	24.9%
金額割合	30.7%	30.6%	31.2%	31.2%	31.0%

- (31) 固定資産評価関係事業費 34,921
 固定資産に係る適正課税及び事務効率の推進に資するため、航空写真撮影及び標準宅地の鑑定評価等を行う。 (38,588)
- (32) 例日収入整理業務等経費 24,343
 市税の納付済通知書のデータ入力、各種集計表作成等に要する経費 (24,896)
- (33) コンビニ収納関係事業費 13,964
 納税者がコンビニエンスストアで納付した市税の取りまとめを行う収納代行業者に対して、市が支払う手数料等の経費 (12,926)
 《コンビニ利用率の推移》
 固定資産税・都市計画税、市・県民税（普通徴収）、軽自動車税の合計
- | | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 件数割合 | 22.6% | 25.6% | 29.0% |
| 金額割合 | 6.6% | 7.3% | 7.9% |
- (34) 納税推進センター関係事業費 4,074
 嘱託員により、現年課税分のうち、督促状送付後になお未納である納税者を対象に電話による納税勧奨を行うとともに文書による催告を実施する。 (5,030)
- (35) 公的年金特別徴収等システム関係事業費 20,105
 社団法人地方税電子化協議会運営の eLTAX（エルタックス）システムを利用して、年金特徴、電子申告、国税連携の各税務事務を電子化することにより、納税者の利便性の向上や事務の効率化を図る。 (21,736)
- (36) 税務総合システム関係事業費 6,195
 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、住民基本台帳の情報を使用している税務総合システムの改修を行う。 (24,867)
- (37) 職員旅費 337
 職員の出張、調査及び滞納整理に要する旅費 (361)
- (38) 兵庫県市長会軽自動車税関係特別会計等負担金 3,247
 軽自動車税申告書等の代行受理に対して、兵庫県市長会へ支出する事務費等の負担金等 (3,359)

【款：公債費 項：公債費 目：元金】

- | | |
|-------------------------------------|--------------|
| (1) <u>市債償還金</u> | 22,612,916 |
| 市債の発行の際に定められた条件により、毎年度必要とする元金を償還する。 | (19,976,465) |

【款：公債費 項：公債費 目：利子】

- | | |
|--|-------------|
| (2) <u>市債利子</u> | 4,064,914 |
| 市債の発行の際に定められた条件により、毎年度必要とする利子を支払う。 | (4,165,455) |
| (3) <u>一時借入金利子</u> | 42,116 |
| 歳計現金の収支不足を補うため、歳出予算内の支出に充てた金融機関等からの一時的な借入金等に対する利子を支払う。 | (50,993) |

【款：公債費 項：公債費 目：公債諸費】

- | | |
|--|---------|
| (4) <u>元利金支払事務取扱等手数料</u> | 906 |
| 住民参加型市場公募地方債の特定の証券借入に係る引受・元利金支払事務取扱等手数料を支払う。 | (2,254) |

【款：諸支出金 項：企業会計等補助金 目：水道事業会計補助金】

- (1) 水道事業会計補助金 5,374
総務省の繰出基準に基づき、水道事業会計に対して子どものための手当等に要する経費の一部を補助する。 (7,592)

【款：諸支出金 項：企業会計等補助金 目：工業用水道事業会計補助金】

- (2) 工業用水道事業会計補助金 1,346
総務省の繰出基準に基づき、工業用水道事業会計に対して子どものための手当等に要する経費の一部を補助する。 (1,742)

【款：諸支出金 項：企業会計等補助金 目：自動車運送事業会計補助金】

- (3) 自動車運送事業会計補助金 610,000
市民の利便性を確保するための補助を行うとともに、極めて厳しい経営状況にある自動車運送事業会計に対し、経営健全化団体転落回避を目的とした補助を行う。 (720,000)

【款：諸支出金 項：企業会計等補助金 目：阪神水道企業団補助金】

- (4) 阪神水道企業団補助金 3,649
総務省の繰出基準に基づき、阪神水道企業団に対して子どものための手当等に要する経費の本市負担分を補助する。 (4,998)

【款：諸支出金 項：企業会計等出資金 目：阪神水道企業団出資金】

- (5) 阪神水道企業団出資金 235,151
総務省の繰出基準に基づき、国庫補助の対象となった事業に対し、企業団の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため、出資する。 (240,702)



【款：予備費 項：予備費 目：予備費】

(1) 予備費
予備費

100,000
(100,000)

